平成２８年（フ）第１１１号
香川県高松市香西南町37番地２
債務者　黛　　栄
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５８号
千葉県柏市旭町７丁目３番30号　アムールあさひ102号
債務者　村山明日香
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２０３号
千葉県松戸市小金原６丁目13番地　小金原団地27棟109号
債務者　関　　茂和
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２０９号
千葉県松戸市大金平３丁目152番地の１　ジュネパレス松戸第68―104号
債務者　水谷　信二
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５２号
北海道苫小牧市山手町１丁目９番２―205号
債務者　向平　　力
1　決定年月日時　平成28年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第４７号
青森県三戸郡階上町大字道仏字横沢山２番地46
債務者　畠山　直子
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第５２号
青森県八戸市江陽４丁目７番20号
債務者　奥寺　律子
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第６７号
滋賀県東近江市中小路町631番地１
債務者　長尾絵里子（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第３６９号
兵庫県三田市木器1247番地８
債務者　比嘉　康広
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６５号
兵庫県尼崎市西御園町141番地の１　サンハイツみその203号、前住所兵庫県尼崎市杭瀬本町１丁目14番５号　杭瀬コープ302号
債務者　田村　裕一
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５号
兵庫県豊岡市日高町山本133番地の22
債務者　山科　瑤子
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第２４１号
広島市安芸区矢野東４丁目１番14―２号
債務者　吉川　弘子（旧姓東岡）
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２６６号
広島市東区牛田南２丁目１番31―504号
債務者　山口　慧士
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３０６号
広島市安佐北区真亀４丁目１番52―503号
債務者　小田たみ子
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５号
福岡県三潴郡大木町大字八町牟田39番地
債務者　澁田　昌幸
1　決定年月日時　平成28年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第２９号
福岡県三潴郡大木町大字八町牟田39番地
債務者　澁田　博子
1　決定年月日時　平成28年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第３１号
福岡県大川市大字下牟田口416番地
債務者　宮崎かすみ
1　決定年月日時　平成28年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係